

生産者向け Q & A

Q1: 加工用米や新規需要米は、どの時点で用途限定米穀となりますか。

加工用米や米粉用米など出荷に際して調製(ふるい)を経た後でなければ、当該用途に仕向けられるべき部分が特定できない場合には、JA等出荷業者に出荷し調整、仕分けされた段階から用途限定米穀となります。

また、飼料用など出荷に際して調製を行わない場合は、収穫された段階からその米穀の全てが用途限定米穀となります。

Q2: ふるい下米(網下米)は、用途限定米穀になりますか。

用途限定米穀は、いわゆる需給調整という公的な枠組みの中で、用途が限定された米穀のことであり、加工用米や新規需要米などが該当します。

したがって、特定の用途に限定されていないお米(通常の主食用米)は、ふるい下米も含め、用途限定米穀とはなりません。

また、加工用米や新規需要米については、用途限定米穀となった後は、その全てを定められた用途に仕向けなければなりません。どの時点で用途限定米穀となるかは、Q1をご覧ください。

なお、新規需要米について、ふるい下米が発生した場合には、「米穀の新用途への利用促進に関する基本方針」及び「米穀の需給調整実施要領」に基づき、主食用以外の用途に確実に処理する必要があります。

Q3: 家族経営なので、用途限定米穀などの研修、教育を行うと言われても……。

お尋ねのようなケースについては、出荷・販売に携わる経営者が、このパンフレットや米トレーサビリティ法のパンフレットを通じて、制度への理解を深めていただければ十分です。

このパンフレットに関するお問い合わせは、

農政事務所食糧部計画課 TEL 000-000-0000

地域第 課 TEL 000-000-0000

地域第 課 TEL 000-000-0000

農政局食糧部計画課 TEL 000-000-0000

まで。



平成22年4月から、改正食糧法に基づき、¹ 飼料用米、加工用米など用途限定米穀の 用途外使用の禁止などがルール化されます。²

1 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が改正され、平成22年4月1日からこのルールが施行されます。

2 生産者も米穀の出荷・販売を行っていれば、このルールを守らなければなりません。

用途限定米穀のルール

- ・ その定められた用途以外の使用の禁止
- ・ 他の米穀との明確な区分管理
などがルール化

食用不適米穀のルール

- ・ 他の米穀に悪影響を与えないよう
厳格な区分管理
- ・ やむを得ず非食用として販売する
場合の食用転用防止
などがルール化

法令遵守

用途限定米穀及び食用不適米穀のルールに基づき、業務が適正に行われるよう、法令遵守のための研修、教育などがルール化

用途限定米穀のルール

- 1 用途限定米穀は、その定められた用途以外に使用し、又は使用する目的で出荷・販売してはいけません。

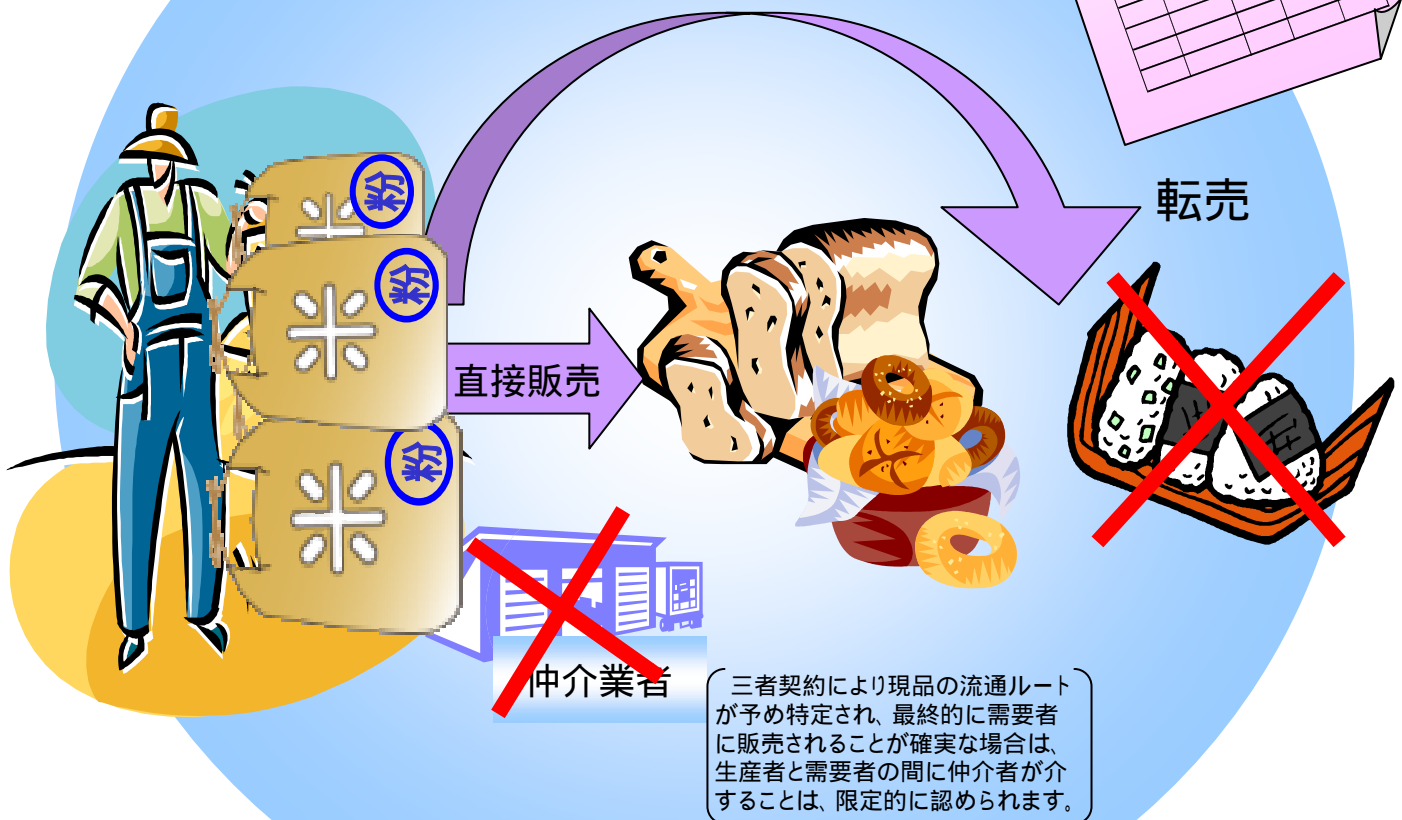
用途限定米穀：いわゆる生産調整として取り組まれる加工用米（地域流通契約を含む）、新規需要米（米粉用、飼料用等）など。

- 2 用途限定米穀を保管する場合、用途ごとに別棟又は別はいで保管し、用途が明らかとなるよう「はい票せん」により掲示。

はい票せん

用途：加工用米

種類	生産地	銘柄	単位	数量	目録
白米	21	ひとかき	30kg	300	
年月日	備要	受人	払出	在庫	
21.10.10	調査		30	70	
21.10.15					



- 3 用途限定米穀を販売する場合の措置

紙袋等の包装に用途を表示。

加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)、その他用途は、その用途に即して輸出用など并表示

需要者に直接又は需要者団体を通じて販売。

定められた用途に確実に使用されるよう措置。

定められた用途に確実に使用する旨の誓約書の提出、転用禁止及び違反した場合の違約措置を契約で明記

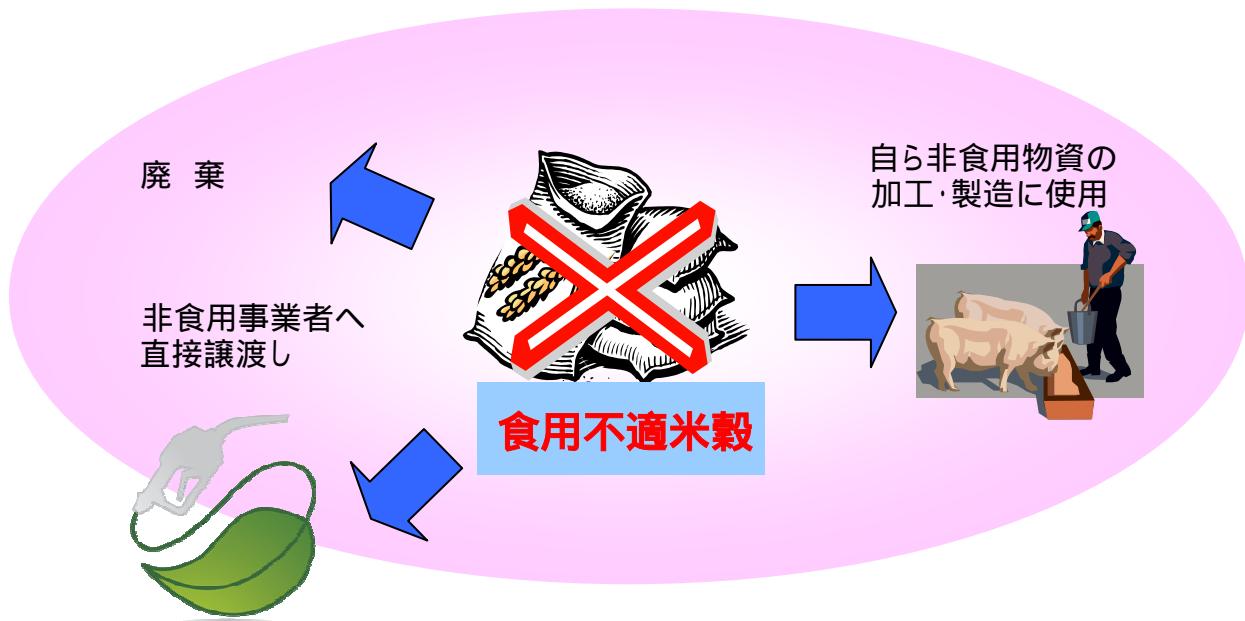
- 4 自ら出荷・販売した用途限定米穀の用途外使用を知ったときには、速やかに地方農政局又は都道府県に連絡。

食用不適米穀のルール

食用不適米穀が生じた場合、必要に応じ被覆するなどした上で、他の米穀とは厳格に区分して管理し、食用不適米穀であることを「はい票せん」により掲示。

食用不適米穀は、廃棄するか、又は関係法令に留意して非食用（飼料用、バイオ燃料等）として適切に処理。

食用不適米穀：残留農薬基準値を超えた米穀、カドミウム等重金属の基準値を超えた米穀、カビが付着した米穀など食用として販売してはならない米穀



法令遵守

用途限定米穀や食用不適米穀の取扱いが適切に行われ、米穀の食品としての品質管理が適切に行われるよう、必要な教育、研修を実施。

また、米トレーサビリティ法(平成22年10月施行)に基づき、取引記録等の作成・保存を適切に行い、国又は都道府県等から求めがあった場合は、その記録を速やかに提示。

米トレーサビリティ法：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

荷受伝票

コード 1234567 太郎
生産者名

コード	年月日	産地	種類	品種	包装	数量
100	21.10.10	県	水稲ウルチ	コシヒカリ	カミ	30kg/個 50
200	21.10.10	県	水稲モチ	コガネモチ	カミ	30

上記荷受けました。

